| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (自立生活援助) |
| **第1　基本方針(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して自立生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。 | 第10条第2項 | ・自立生活援助計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。 | 第173条の17 |  |
| **第2　人員に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 1 地域生活支援員 | 　地域生活支援員の員数は、事業所ごとに、1以上となっているか。　また、地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1となっているか。 | 第173条の18第1項第1号及び第2項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　サービス管理責任者が常勤である場合ア　利用者の数が60以下　1以上イ　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上②　サービス管理責任者が常勤でない場合ア　利用者の数が30以下　1以上イ　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上※　指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。 | 第173条の18第2項、第3項及び第4項 |
| 適・否 | 3 利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 第173条の18第5項 |
| 適・否 | 4 職員の専従 | 　従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。 | 第173条の18第6項 |
| 適・否 | 5 管理者 | 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第173条の19(第5条準用) |
| **第3　設備に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 設備・備品等 | 　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備、備品等を備えているか。 | 第173条の20(第173条の9準用) | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| **第4　運営に関する基準(札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例)** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第173条の24(第16条第1項準用) | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定自立生活援助の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第173条の24(第16条第2項準用) |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第173条の24(第17条第1項準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第173条の24(第17条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第173条の24(第17条第3項準用) | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第173条の24(第17条第4項準用) | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。 | 第173条の24(第18条準用) | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定自立生活援助の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第173条の24(第19条準用) | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第173条の24(第20条準用) | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 第173条の24(第21条準用) | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第173条の24(第22条第1項準用) | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第173条の24(第22条第2項準用) | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第173条の24(第23条準用) | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定自立生活援助の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第173条の24(第24条第1項準用) | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記 |
| 適・否 | ⑵　指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第173条の24(第24条第2項準用) |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第173条の24(第25条準用) | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　指定自立生活援助を提供したときは、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度記録しているか。 | 第173条の24(第26条第1項準用) | ・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定自立生活援助を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第173条の24(第26条第2項準用) | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払いの範囲等 | ⑴　指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第173条の24(第27条第1項準用) | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、13の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第173条の24(第27条第2項準用) | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定自立生活援助を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第173条の24(第28条第1項準用) | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第173条の24(第28条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 | 第173条の24(第28条第3項準用) | ・請求書・交通費の額がわかる書類・領収証控え |
| 適・否 | ⑷　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第173条の24(第28条第4項準用) | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑸　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定自立生活援助の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定自立生活援助の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第173条の24(第28条第5項準用) | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 　支給決定障害者等が同一の月に指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額について、本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第173条の24(第29条準用) | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第173条の24(第30条第1項準用) | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第173条の24(第30条第2項準用) | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | ⑴　自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第173条の24(第60条第1項準用) | ・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第173条の24(第60条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第173条の24(第60条第3項準用) | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第173条の24(第60条第4項準用) | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る自立生活援助計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第173条の24(第61条第1項準用) | ・自立生活援助計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第173条の24(第61条第2項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  | 第173条の24(第61条第3項準用) | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第173条の24(第61条第4項準用) | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所において提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第173条の24(第61条第5項準用) | ・自立生活援助計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する自立生活援助計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第173条の24(第61条第6項準用) | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する自立生活援助計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第173条の24(第61条第7項準用) | ・説明文書・同意の文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該自立生活援助計画を記載した書面を交付しているか。 | 第173条の24(第61条第8項準用) | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、自立生活援助計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第173条の24(第61条第9項準用) | ・モニタリングの記録・自立生活援助計画 |
| 適・否 | ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第173条の24(第61条第10項準用) | ・面接の記録・モニタリング記録 |
| 適・否 | ⑾ 自立生活援助計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。 | 第173条の24(第61条第11項準用) |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。　③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | 第173条の24(第173条の10第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・指定自立生活援助の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第173条の24(第173条の10第2項準用) | ・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第173条の24(第63条準用) | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 20 定期的な訪問による支援 | 　定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。 | 第173条の22 | ・指定自立生活援助の提供に関する記録・連絡調整等の記録 |
| 適・否 | 21 随時の通報による支援等 | ⑴　利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | 第173条の23第1項 | ・通報の記録・訪問等の記録・連絡調整等の記録・連絡体制等がわかる書類・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。 | 第173条の23第2項 |
| 適・否 | ⑶　利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。 | 第173条の23第3項 |
| 適・否 | 22 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第173条の24(第36条準用) | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 23 管理者の責務 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第173条の24(第37条第1項準用) | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第173条の24(第37条第2項準用) |
| 適・否 | 24 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定自立生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤　通常の事業の実施地域⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦　虐待の防止のための措置に関する事項　　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑧　その他運営に関する重要事項 | 第173条の24(第173条の14準用) | 運営規程 |
| 適・否 | 25 勤務体制の確保 | ⑴　利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 第173条の24(第40条第1項準用) | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。 | 第173条の24(第40条第2項準用) | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第173条の24(第40条第3項準用) | ・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第173条の24(第40条第4項準用) | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 26 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第173条の24(第40条の2第1項準用) | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第173条の24(第40条の2第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第173条の24(第40条の2第3項準用) |
| 適・否 | 27 衛生管理等 | ⑴　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 第173条の24(第41条第1項準用) | ・従業者の健康管理に関する記録・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 第173条の24(第41条第2項準用) | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（6か月に1回以上）に開催するとともに、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第173条の24(第41条第3項準用) | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症の予防及びまん延の防止の指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 28 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第173条の24(第42条第1項及び第2項準用) | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 29 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第173条の24(第43条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第173条の24(第43条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第173条の24(第43条第3項準用) | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 30 情報の提供等 | ⑴　指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第173条の24(第44条第1項準用) | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第173条の24(第44条第2項準用) |
| 適・否 | 31 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第173条の24(第45条第1項準用) | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第173条の24(第45条第2項準用) |
| 適・否 | 32 苦情解決 | ⑴　その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第173条の24(第46条第1項準用) | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第173条の24(第46条第2項準用) | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の24(第46条第3項準用) | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定自立生活援助に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の24(第46条第4項準用) |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定自立生活援助に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第173条の24(第46条第5項準用) |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第173条の24(第46条第6項準用) | ・本市に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第173条の24(第46条第7項準用) | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 33 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第173条の24(第47条第1項準用) | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第173条の24(第47条第2項準用) |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第173条の24(第47条第3項準用) | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害倍総保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 34 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第173条の24(第47条の2準用) | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 35 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 第173条の24(第48条準用) | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 36 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第173条の24(第173条の15第1項準用) | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　自立生活援助計画②　指定自立生活援助の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第173条の24(第173条の15第2項準用) | ・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに本市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　介護給付費の算定及び取扱い(告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523 号))（留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号））(法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定自立生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第14の3により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 自立生活援助サービス費(Ⅰ) | ⑴　以下に示す施設退所者であって、退所等をしてから1年以内のもの又は同居家族等の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、事業所の地域生活支援員（指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員をいう。以下同じ。）が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。≪施設退所者≫・　障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設（児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設等）又は療養介護を行う病院に入所していた障害者・　指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者・　精神科病院に入院していた障害者・　救護施設又は更生施設に入所していた障害者・　刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者・　保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者・　更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者 | 告示別表第14の3の1の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録・利用者に関する記録・利用者数に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | ⑵　事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。）で除して得た数が30未満又は30以上として市長に届け出た事業所において、2⑴に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第14の3の1の注3、注4 |
| 適・否 | 3 自立生活援助サービス費(Ⅱ) | ⑴　上記2⑴に該当する者以外の障害者に対し、事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、利用者の居宅を訪問することにより指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第14の3の1の注2 |
| 適・否 | ⑵　事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算定する。）で除して得た数が30未満又は30以上として市長に届け出た事業所において、3⑴に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第14の3の1の注5、注6 |
| 適・否 | 4 自立生活援助サービス費(Ⅲ) | 事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、上記2又は3を算定している場合には算定しない。 | 告示別表第14の3の1の注7 |
| 適・否 | 5 サービス管理責任者欠如減算 | 　サービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。　サービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に50を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第14の3の1の注8⑴留意事項第二の1⑻ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 6 自立生活援助計画未作成減算 | 　指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70　②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第14の3の1の注8⑵ | ・訓練等給付費明細書・自立生活援助計画 |
| 適・否 | 7 標準利用期間超過減算 | 　指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、標準利用期間（1年間）に6月間を加えて得た期間を超えている場合は、所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定しているか。 | 告示別表第14の3の1の注8⑶ | ・訓練等給付費明細書・指定自立生活援助の提供に関する記録・利用者の利用期間がわかる書類等 |
| 適・否 | 8 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第14の3の1の注9 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 9 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間は減算を適用しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第14の3の1の注10 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 10 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第14の3の1の注11 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 11特別地域加算 | 以下のいずれかの地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1回につき230単位を所定単位数に加算しているか。　①　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域　②　奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島　③　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯　④　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地　⑤　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村　⑥　小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島　⑦　半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域　⑧　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域　⑨　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域⑩　沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 | 告示別表第14の3の1の注12 |  |
| 適・否 | 12 地域生活支援拠点等機能強化加算 | 以下の基準のいずれかに適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数に500単位を加算しているか。ただし、地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、本市及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）1人につき、当該事業所並びに当該事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。①　次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。ア　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。イ　指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。ウ　当該事業所が障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第180号）第1号イ又はロに掲げる基準（以下「機能強化型基準」という。）に適合していること。エ　当該事業所が位置付けられている拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置されている事業所として市長が認めるものであること。②　次のアからエまでのいずれにも該当するものであること。ア　①のアの基準に適合すること。イ　他の指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指　 定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営していること。ウ　イの指定特定相談支援事業者が設置する指定特定相談支援事業所が機能強化型基準に適合しており、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。エ　当該事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において、拠点コーディネーターが常勤で1人以上配置されて、かつ、当該拠点コーディネーターと相互に連携している事業所として市長が認めるものであること。 | 告示別表第14の3の1の注13 |  |
| 適・否 | 13 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ)地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ)地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第14の3の2の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ)次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第14の3の2の注3 |
| 適・否 | 14 ピアサポート体制加算 | 　以下の基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。≪基準≫⑴　障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修の課程を修了した者であって、次の⑴及び⑵に該当する者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。①　障害者又は障害者であったと市長が認める者②　管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員⑵　⑴に掲げる者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。⑶　⑴に掲げる者を配置している旨を公表していること。なお、常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含む。 | 告示別表第14の3の3の注 | ・訓練等給付費明細書・研修修了証明証等研修の終了を確認できる書類・職員の障害（難病等を含む。）の状況等が確認できる書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・研修を修了した従事者を配置していることを示す掲示物及び公表していることがわかる書類 |
| 適・否 | 15 初回加算 | 事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の4の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 16 集中支援加算 | 自立生活援助サービス費(Ⅰ)が算定されている事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の4の2の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 17 同行支援加算 | 事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の5の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 緊急時支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　緊急時支援加算（Ⅰ）事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、当該加算を算定する事業所が、以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられて　いることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第14の3の6の注1 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録・連絡等の記録・訪問等による支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　緊急時支援加算（Ⅱ）事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴を算定している場合は、加算しない。 | 告示別表第14の3の6の注2 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・自立生活援助計画・指定自立生活援助の提供に関する記録・連絡等の記録・相談援助の記録 |
| 適・否 | 19 利用者負担上限額管理加算 | 利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の7の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 20 日常生活支援情報提供加算 | 　事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の8の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録・病院等への情報提供等の記録 |
| 適・否 | 21 居住支援連携体制加算 | 　以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。⑴　住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。⑵　⑴に規定する体制を確保している旨を公表していること。 | 告示別表第14の3の9の注 | ・訓練等給付費明細書・指定自立生活援助の提供に関する記録・住宅確保及び居住の支援に必要な情報共有の記録・当該体制を確保していることを示す掲示物及び公表していることがわかる書類・体制図 |
| 適・否 | 22 地域居住支援体制強化推進加算 | 　事業所の従業者が、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、札幌市自立支援協議会又は札幌市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム検討会に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第14の3の10の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立生活援助の提供に関する記録・利用者に対する居宅での生活に関する指導等の記録・協議会等の議事録及び報告内容がわかる書類等 |
| 適・否 | 23 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第14の3の11の注 | ・訓練等給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福　祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該自立生活援助等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　自立生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 　障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30 年4月23 日付障障発0423 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |